3　前項の場合において、市等の長は、速やかに受け取った生活困窮者就労訓練事業認定申請書（様式第二号）及び厚生労働省社会・援護局長が定める書類を当該生活困窮者就労訓練事業の経営地の都道府県知事に送付しなければならない。

（法第十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める基準）

第二十一条　法第十六条第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

一　生活困窮者就労訓練事業を行う者　次のいずれにも該当する者であること。

イ～ニ　（略）

ホ　次のいずれにも該当しない者であること。

(1)　（略）

(2)　法第十六条第三項の規定により同条第一項の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

(3)　（略）

(4)　破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第四条第一項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者

(5)～(9)　（略）

二～四　（略）

（認定生活困窮者就労訓練事業に関する事項の変更の届出）

第二十二条　法第十六条第三項の認定生活困窮者就労訓練事業を行う者は、認定生活困窮者就労訓練事業に関し、第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項について変更があった場合には速やかに変更のあった事項及び年月日を、第二号に掲げる事項について変更をしようとする場合にはあらかじめその旨を管轄都道府県知事等に届け出なければならない。

一～五　（略）

（法第十七条第四項に規定する厚生労働省令で定める方法）

第二十四条　法第十七条第四項に規定する厚生労働省令で定める方法は、書面の提出による提供とする。

（身分を示す証明書の様式）

第二十五条　法第二十一条第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第三号のとおりとする。

様式第一号（裏面）中「第15条」を「第21条」に、「第16条」を「第22条」に改める。

様式第二号中「第10条」を「第16条」に改める。

様式第三号中「第十五条」を「第二十一条」に、「68ミリメートル」を「86ミリメートル」に改める。

（生活保護法施行規則の一部改正）

第二条　生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（厚生労働省令で定める徴収することが適当でないとき）	（新設）
第二十二条の三　法第七十七条の二第一項の徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときは、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によつて、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなつたときとする。	（新設）